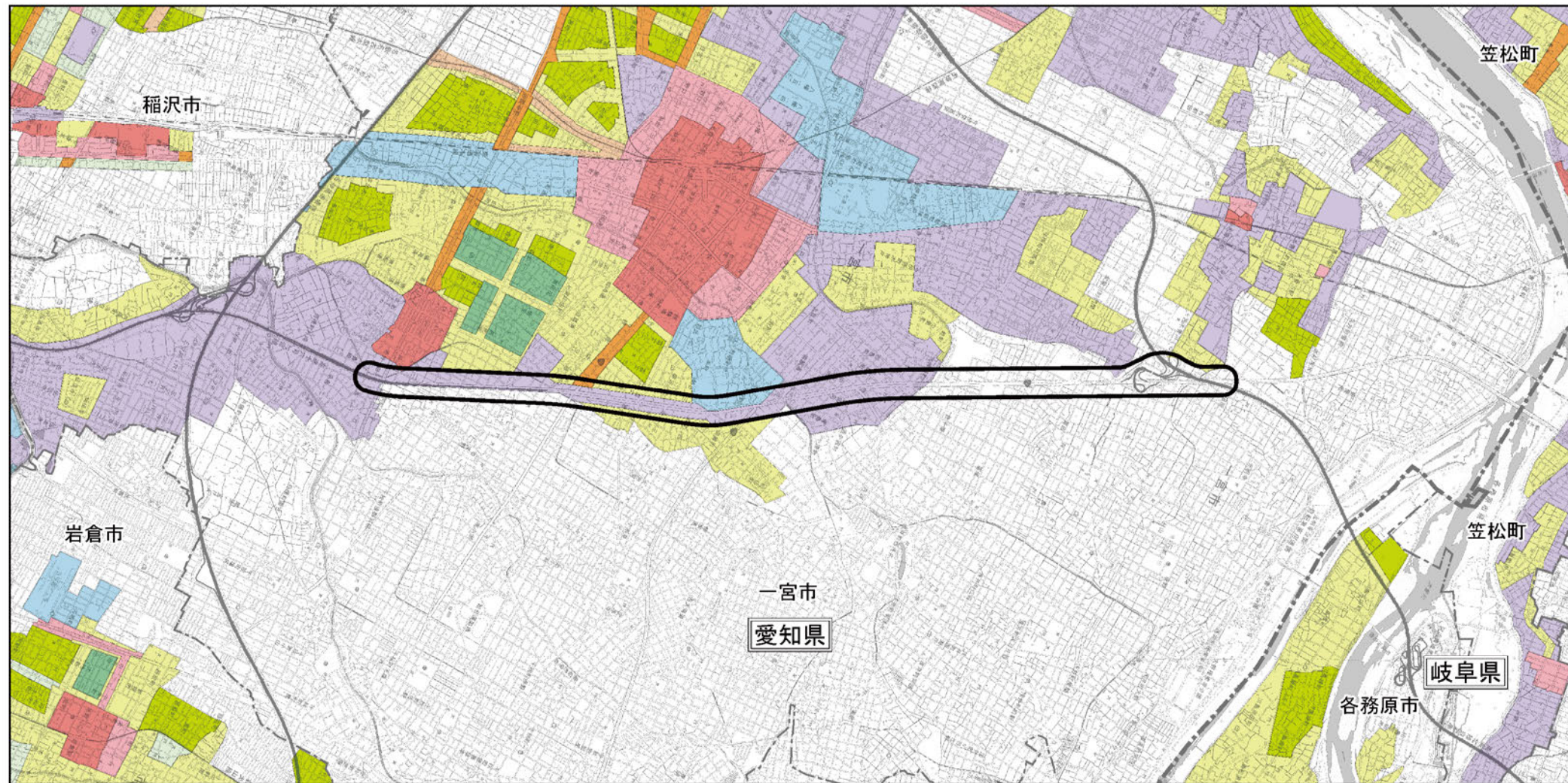


2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 都市計画法の規定により定められた用途地域

調査区域における「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域は、図4-2-10に示すとおりです。一宮市内では主に事業実施区域の西側で用途地域が定められており、主に商業系・工業系の地域に指定されており、住居系の地域は第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域に指定されている箇所が多く存在します。

事業実施区域においては、第1種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び用途地域の定めのない地域が指定されています。



凡例

記号	項目	記号	項目
	第一種低層住居専用地域		近隣商業地域
	第一種中高層住居専用地域		商業地域
	第二種中高層住居専用地域		準工業地域
	第一種住居地域		工業地域
	第二種住居地域		用途なし
	準住居地域		

: 事業実施区域 : 行政界



出典：マップあいち 都市計画総括図(平成28年度) (愛知県ホームページ)
 県域統合型 GIS ぎふ (平成31年4月、各務原市都市計画課ホームページ)
 笠松町都市計画総括図 (令和2年3月、笠松町)

図 4-2-10 用途地域図

2) 公害防止計画の策定

調査区域内の市町において、「環境基本法」第17条第1項及び第2項の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画（公害防止計画）は、策定されていません。

3) 大気汚染防止法に規定する指定地域

調査区域において、「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号）第5条の2第1項に規定する指定地域はありません。

4) 環境基本法の規定により定められた大気の汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第16条第1項の規定により定められた大気の汚染に係る環境基準は、表4-2-14に示すとおりです。

表 4-2-14 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p> <p>4) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>5) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p>

出典：大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示25号）

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環境庁告示33号）

二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示38号）

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年2月4日環境庁告示4号）

5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法により規定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域内の市町における「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号）第6条第1項の規定に基づき同法施行令（平成4年11月26日政令第365号）で定める窒素酸化物対策地域、及び同法第8条第1項の規定に基づき同法施行令で定める粒子状物質対策地域（以下、対策地域）は、愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市が指定されています。

また、愛知県では、上記の対策地域外からの流入車も含め、対策地域を運行する車両を対象として、車種規制非適合車の使用抑制及びエコドライブの促進を図るために、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」が制定・施行されています。

6) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

調査区域において、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和55年5月1日法律第34号）第5条第1項の規定に基づく沿道整備道路の指定はありません。

7) 環境基本法の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況

調査区域における「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定により定められた騒音に係る環境基準は表4-2-15に、環境基準の地域の類型指定の状況は表4-2-16及び図4-2-11に示すとおりです。

調査区域は概ね、第1種・第2種住居地域及び用途地域の定めのない地域が該当するB類型並びに近隣商業・商業・準工業及び工業地域が該当するC類型に指定されています。

事業実施区域においては、主にB類型及びC類型が指定されています。

表4-2-15 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域(道路に面する地域)に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L _{Aeq})	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条1号に定める自動車専用道路をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20mまでの範囲をいう。

出典：騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号)

騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年 環境省)

表 4-2-16 騒音に係る環境基準の類型指定

(愛知県)

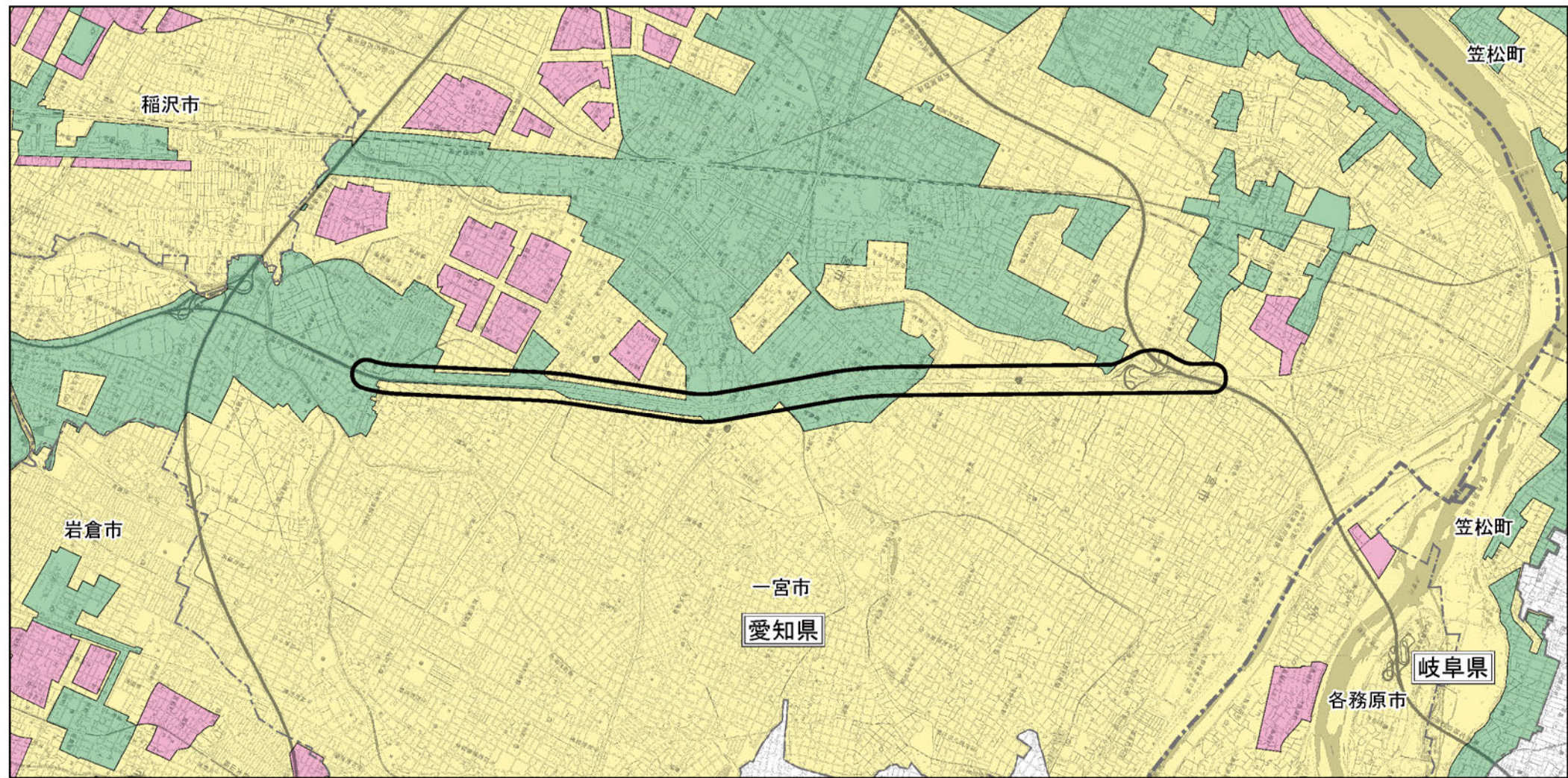
地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：平成24年4月1日、一宮市告示第58号

(岐阜県)

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項に基づく規制地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項に基づく区域の区分(以下「区域区分」という。)が第一種区域である地域及び区域区分が第二種区域である地域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定に基づき第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域として定められた地域
B	指定地域のうち、区域区分が第二種区域である地域のうち、A類型に該当する地域以外の地域
C	指定地域のうち、区域区分が第三種区域及び第四種区域である地域

出典：環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（平成24年3月22日、各務原市告示第24号）
騒音に係る環境基準の地域類型の指定（昭和52年2月1日、岐阜県告示第57号）



凡例

騒音に係る環境基準の類型		自動車騒音の限度に係る区域	
記号	項目	記号	項目
	A 類型		a 区域
	B 類型		b 区域
	C 類型		c 区域



出典：マップあいち 都市計画総括図(平成28年度)(愛知県)
 騒音に係る規制地域及び区域分布図(各務原市)
 岐阜県都市計画区域笠松町都市計画総括図(平成30年4月、笠松町)

図 4-2-11 騒音類型指定状況及び自動車騒音の限度に係る区域区分図

8) 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第17条第1項に基づき自動車騒音の限度及び時間の区分は表4-2-17(1)～(2)に、自動車騒音の区域の区分は表4-2-18、表4-2-19及び前掲の図4-2-11に示すとおりです。

調査区域の大半はb区域に指定されています。このほか商業・工業系の土地利用箇所が該当するc区域が一宮市中心部等で指定されており、一部住居系の土地利用箇所が該当するa区域が点在しています。

事業実施区域においては、主にb区域及びc区域が指定されています。

表4-2-17(1) 自動車騒音の限度

区域の区分	昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考) a区域、b区域、c区域の区分は表4-2-18に示すとおりである。

表4-2-17(2) 自動車騒音の限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)

昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

備考1)「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

備考2)「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号)

表 4-2-18 自動車騒音の限度に係る区域の区分

(愛知県)

区域	区域の区分
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：平成14年3月15日一宮市告示第64号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分（平成12年3月愛知県告示第312号）

(岐阜県)

区域	区域の区分
a 区域	1 第一種騒音規制区域である地域 2 第二種騒音規制区域である地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域として定められた地域
b 区域	第二種騒音規制区域である地域（a区域である地域を除く。）
c 区域	第三種騒音規制区域又は第四種騒音規制区域である地域

備考) この表において「第一種騒音規制区域」、「第二種騒音規制区域」、「第三種騒音規制区域」及び「第四種騒音規制区域」とは、それぞれ以下の告示に従って定められる区域をいう。(表4-2-19参照)

各務原市：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成24年3月22日各務原市告示第23号）に定める第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域

笠松町：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示」（昭和44年岐阜県告示第486号）に定める第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域

出典：騒音規制法に基づく騒音の規制基準に定める区域区分の指定（平成12年3月31日岐阜県告示第259号）平成24年3月22日各務原市告示第26号

表 4-2-19 騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（岐阜県）

市町	区域の区分	該当地域
各務原市	第一種区域	尾崎北町1丁目から6丁目まで、尾崎西町3丁目、尾崎南町1丁目、3丁目から5丁目まで、那加琴が丘町1丁目、2丁目、緑苑北1丁目から3丁目まで、緑苑東3丁目、4丁目、緑苑西1丁目から4丁目まで、緑苑中1丁目から3丁目まで、緑苑南1丁目から4丁目まで、つつじが丘1丁目から8丁目まで、松が丘1丁目から7丁目まで、鶴沼台1丁目から3丁目まで、5丁目から8丁目まで、新鶴沼台1丁目から7丁目まで、鶴沼東町8丁目、鶴沼のうち字東洞東側、字半ノ木洞、字合戸及び蘇原清住町3丁目から5丁目までの各全部 尾崎北町7丁目、尾崎西町1丁目、2丁目、4丁目、5丁目、尾崎南町2丁目、6丁目、那加土山町1丁目、那加琴が丘町3丁目、那加柄山町、那加大洞、緑苑東1丁目、2丁目、鶴沼台4丁目、新鶴沼台8丁目、鶴沼大安寺町1丁目、2丁目、鶴沼西町1丁目、2丁目、鶴沼宝積寺町1丁目、4丁目から6丁目まで、鶴沼東町1丁目から3丁目まで、7丁目、鶴沼羽場町2丁目、鶴沼山崎町7丁目、鶴沼のうち字東洞、字茅場、字宝積寺山、八木山、各務おがせ町8丁目、9丁目、蘇原清住町1丁目、2丁目、6丁目及び蘇原持田町5丁目の各一部
	第二種区域	第一種区域、第三種区域及び第四種区域並びに川島笠田町、川島北山町、川島小網町、川島河田町、川島松倉町、川島松原町及び川島渡町の河川敷の区域を除いた地域
	第三種区域	那加住吉町1丁目から5丁目まで、那加日之出町、那加楽天地町、那加栄町、那加緑町3丁目、那加萱場町1丁目から3丁目まで、那加桐野外二ヶ所大字入会地、蘇原中央町4丁目、蘇原三柿野町2丁目、成清町6丁目、7丁目、神置町4丁目、下中屋町2丁目、3丁目、大佐野町3丁目、小佐野町1丁目、上中屋町1丁目から5丁目まで、上戸町5丁目、松本町1丁目、山脇町6丁目、前渡西町4丁目及び5丁目の各全部 尾崎西町5丁目、那加土山町2丁目、那加山後町2丁目、那加桜町1丁目、2丁目、那加門前町1丁目、2丁目、那加織田町1丁目、2丁目、那加信長町1丁目、2丁目、那加緑町2丁目、4丁目、那加萱場町4丁目、那加新那加町、那加吾妻町、那加本町、那加西野町、那加元町、那加新加納町、那加西那加町、那加東那加町、那加北栄町、那加南栄町、那加楠町、那加大東町、那加官有地、鶴沼川崎町1丁目から3丁目まで、鶴沼三ツ池町1丁目から3丁目まで、鶴沼各務原町1丁目、3丁目、5丁目、8丁目、鶴沼西町1丁目から3丁目まで、鶴沼羽場町1丁目、3丁目から5丁目まで、鶴沼東町1丁目から3丁目まで、5丁目から7丁目まで、鶴沼山崎町2丁目、3丁目、各務西町4丁目、各務山の前町1丁目、各務おがせ町9丁目、蘇原青雲町3丁目から5丁目まで、蘇原花園町1丁目から4丁目まで、蘇原新栄町1丁目、蘇原野口町5丁目、蘇原東栄町2丁目、蘇原東島町3丁目、4丁目、蘇原柿沢町1丁目から3丁目まで、蘇原月丘町3丁目、4丁目、蘇原緑町3丁目、4丁目、蘇原中央町3丁目、蘇原興亜町4丁目、5丁目、蘇原六軒町1丁目から4丁目まで、蘇原早苗町、蘇原三柿野町、大野町5丁目、成清町1丁目から5丁目まで、神置町2丁目、3丁目、下中屋町1丁目、大佐野町1丁目、2丁目、小佐野町2丁目、3丁目、三井町2丁目、3丁目、三井東町2丁目、上戸町2丁目から4丁目まで、6丁目、山脇町5丁目、7丁目、松本町2丁目、下切町1丁目、8丁目、9丁目、前渡西町1丁目から3丁目まで、6丁目、7丁目、前渡北町4丁目、前渡東町1丁目から4丁目まで、神置町、大佐野町、上中屋町、松本町、下切町、前渡西町及び前渡東町の各一部
	第四種区域	鶴沼三ツ池町6丁目、鶴沼各務原町7丁目、鶴沼朝日町2丁目、テクノプラザ1丁目から4丁目まで、蘇原三柿野町1丁目、3丁目、川崎町及び大野町6丁目の各全部 金属団地、那加山崎町、那加官有地、鶴沼川崎町1丁目から3丁目まで、鶴沼三ツ池町3丁目から5丁目まで、鶴沼各務原町1丁目、2丁目、8丁目、鶴沼朝日町1丁目、3丁目、4丁目、各務東町5丁目、須衛町2丁目、4丁目、6丁目、7丁目、蘇原瑞雲町3丁目、蘇原興亜町1丁目から5丁目まで、蘇原三柿野町、大野町1丁目、2丁目、三井山町2丁目、上戸町7丁目及び川島竹早町の各一部
笠松町	第二種区域	中新町、宮川町及び如月町の各全部 上新町、下新町、西宮町、東宮町、天王町、西町、柳原町、下本町、司町、港町、相生町、県町、八幡町、二見町、奈良町、東金池町、上柳川町、門前町、弥生町、朝日町、美笠通一丁目、二丁目、春日町、東陽町、常盤町、松栄町、月美町、緑町、田代、長池、北及、門間、円城寺、中野及び無動寺の各一部
	第三種区域	第二種区域及び河川区域を除いた地域

出典：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成24年3月22日、各務原市告示第23号）
騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（昭和44年6月19日、岐阜県告示第486号）

9) 騒音規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第15条第1項に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-20に、区域の区分は表4-2-21及び図4-2-12に示すとおりです。

調査区域は、第1号区域及び第2号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

また、調査区域における愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号)第47条に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-22に、区域の区分は表4-2-23及び図4-2-13に示すとおりです。

調査区域は、第1号区、第2号区域及び第3号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域及び第3号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

表4-2-20 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(騒音規制法)

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	第1号区域及び第2号区域	
対象作業	別表No.1~8参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において85dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	
4	空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る
6	バックホウを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

表 4-2-21 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分（騒音規制法）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域 2. 第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの地域
第2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

備考：この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ以下の告示に従って定められる区域をいう。

一宮市：平成14年3月15日一宮市告示第64号、改正：平成27年6月1日一宮市告示第221号

各務原市：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成24年3月22日各務原市告示第23号）に定める第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域（表4-2-19参照）

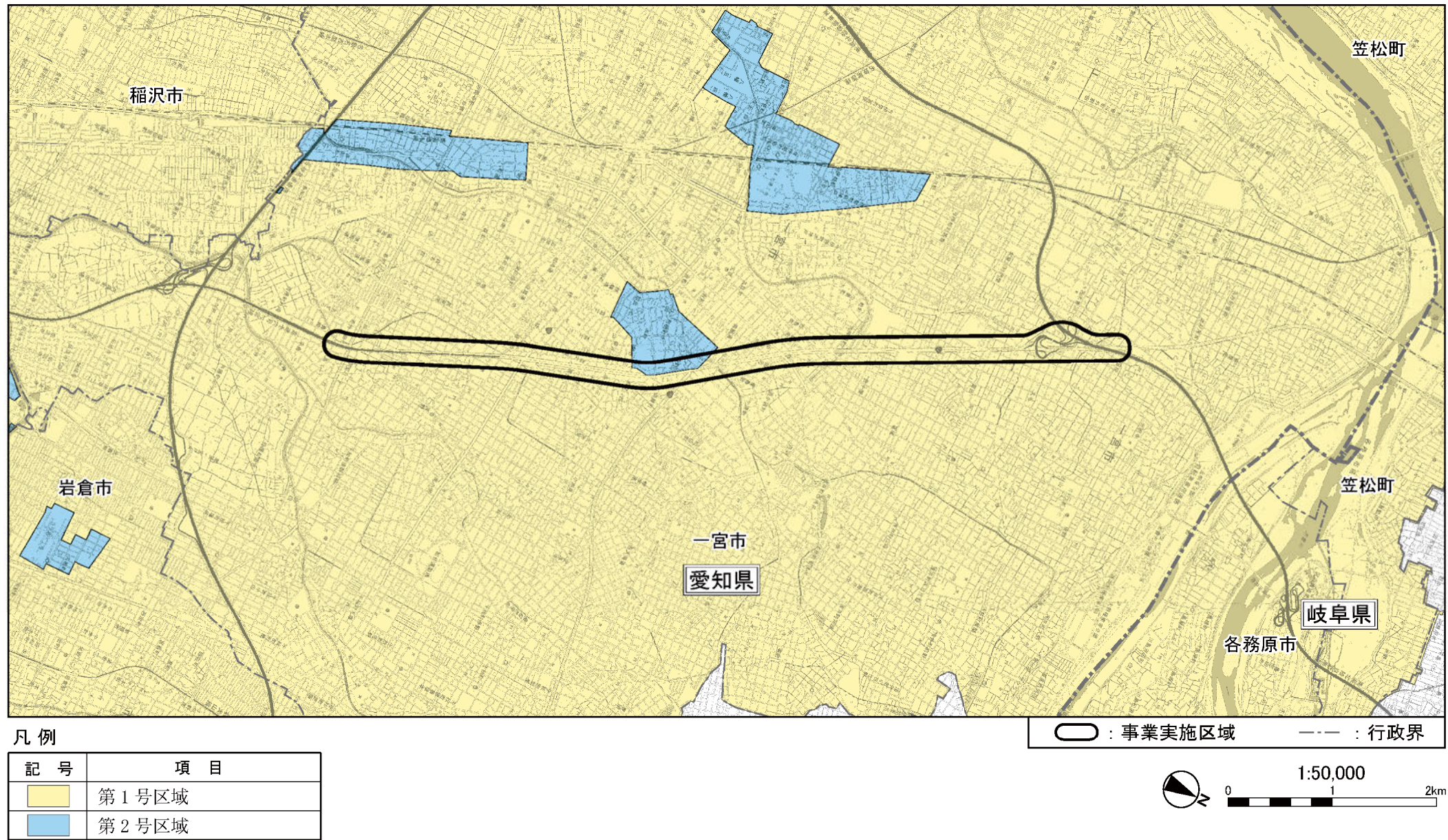
笠松町：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示（昭和44年岐阜県告示第486号）に定める第2種区域、第3種区域（表4-2-19参照）

出典：平成14年3月15日一宮市告示第64号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域（昭和46年愛知県告示第801号）

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（昭和44年6月19日岐阜県告示第486号）

平成24年3月22日各務原市告示第23号



出典：平成14年3月15日一宮市告示第64号、改正：平成27年6月1日一宮市告示第221号
 マップあいち 都市計画総括図(平成28年度) (愛知県)
 騒音に係る規制地域及び区域分布図 (各務原市)
 岐阜県都市計画区域笠松町都市計画総括図 (平成30年4月、笠松町)

図 4-2-12 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図 (騒音規制法)

表 4-2-22 特定建設作業に伴う騒音の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	愛知県全域	
対象作業	別表 No. 1～10 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 85dB を超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと 第3号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと 第3号区域：1日10時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

(別表)

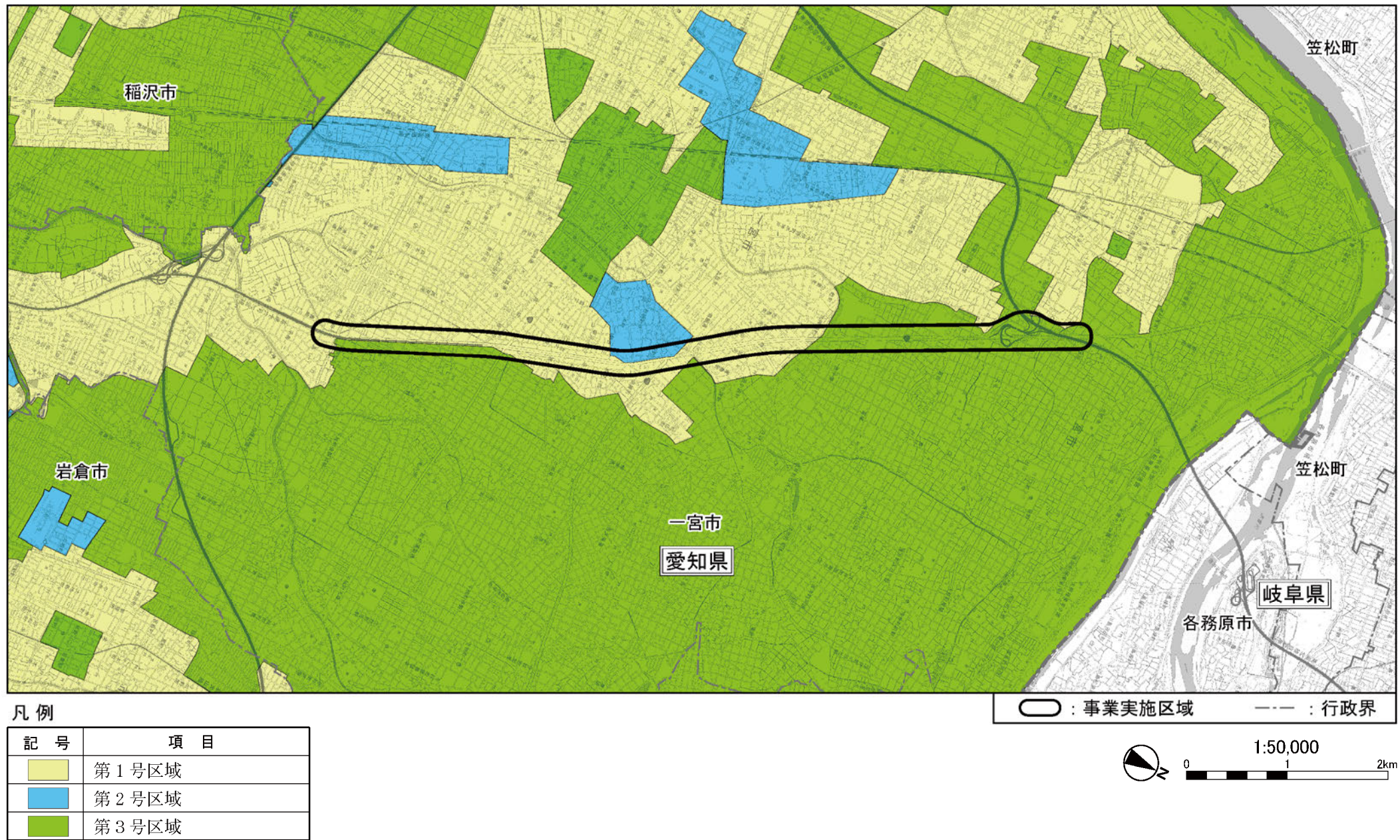
No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	アスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業	
7	コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	
8	コンクリートカッターを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械	<ul style="list-style-type: none"> ・これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。
10	ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業	

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

表 4-2-23 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分
（県民の生活環境の保全等に関する条例）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	工業地域（前号2.の区域を除く）
第3号区域	前2号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）



出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）
 マップあいち 都市計画総括図（平成28年度）（愛知県ホームページ）

図 4-2-13 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（県民の生活環境の保全等に関する条例）

10) 振動規制法に基づく道路交通振動の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項及び第16条第1項に基づき道路交通振動の限度及び時間の区分は表4-2-24に、区域の区分は表4-2-25及び図4-2-14に示すとおりです。

調査区域は概ね、商業・工業系地域と用途なし地域が該当する第2種区域が指定されており、住居系地域が該当する第1種区域も点在しています。

事業実施区域においては、主に第2種区域が、一部に第1種区域が指定されています。

表4-2-24 道路交通振動の限度

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注) 時間区分は以下の通りである。

昼間：午前7時～午後8時、夜間：午後8時～翌午前7時

出典：振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表4-2-25 道路交通振動の限度における区域の区分

(愛知県)

区域	区域の区分
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

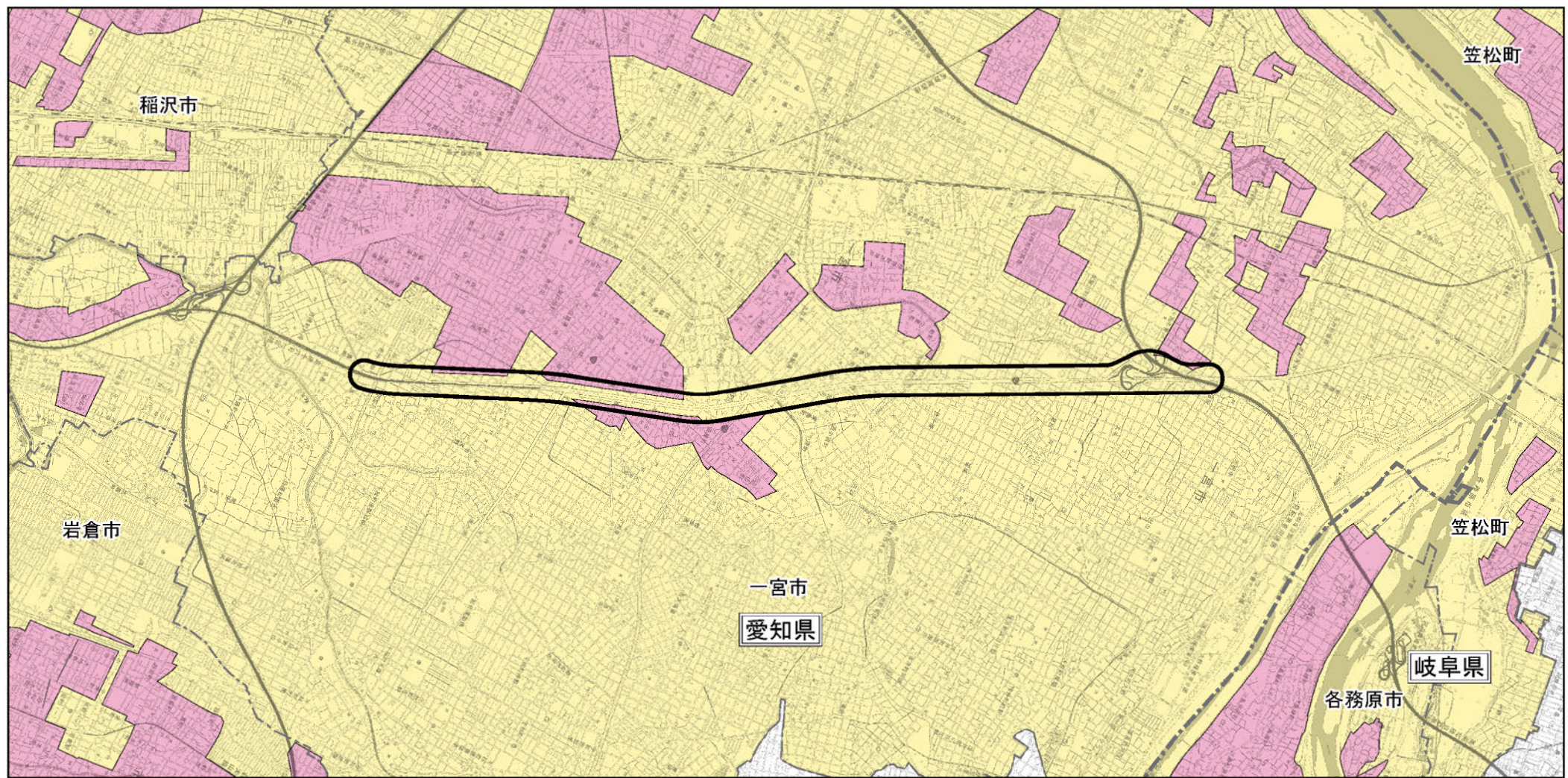
出典：振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定(昭和52年10月17日愛知県告示第1049号)

(岐阜県)

区域	区域の区分
第1種区域	振動規制法に基づく規制地域の指定に関する告示(昭和53年岐阜県告示第153号)により指定された地域のうち騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示(昭和44年岐阜県告示第486号)第三条に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第一種区域及び第二種区域である地域
第2種区域	指定地域のうち、区域区分が第三種区域及び第四種区域である地域

出典：平成24年3月22日各務原市告示第30号

振動規制法施行規則別表第二備考一の規定による区域及び同表備考二の規定による時間の指定(昭和53年3月10日、岐阜県告示第156号)



凡例

記号	項目
	第1種区域
	第2種区域

○ : 事業実施区域 - - - : 行政界



出典：マップあいち 都市計画総括図(平成28年度) (愛知県ホームページ)
 県域統合型GISぎふ (平成31年4月、各務原市都市計画課ホームページ)
 笠松町都市計画総括図 (令和2年3月、笠松町)

図 4-2-14 道路交通振動における区域の区分

11) 振動規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項及び第15条第1項に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-26に、区域の区分は表4-2-27及び前掲の図4-2-12に示すとおりです。

調査区域は、第1号区域及び第2号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域が、一部に第2号区域が指定されています。

また、調査区域における「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号)第47条に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表4-2-28に、区域の区分は表4-2-29及び前掲の図4-2-13に示すとおりです。

調査区域は、第1号区、第2号区域及び第3号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域及び第3号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

表4-2-26 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準(振動規制法)

項目	内容	適用除外
対象作業	別表 No. 1~4 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において75dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破碎機を使用する作業	
4	ブレーカーを使用する作業	

出典：振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号)

表 4-2-27 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の区分（振動規制法）

（愛知県）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種区域並びに第2種区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
第2号区域	法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

出典：平成27年6月1日一宮市告示第222号

振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定（昭和52年愛知県告示第1048号）

（岐阜県）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域 2. 第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの地域
第2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

備考）この表において「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ以下の告示に従って定められる区域をいう。（表4-2-19参照）

各務原市：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成24年3月22日各務原市告示第23号）に定める第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域

笠松町：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示（昭和44年岐阜県告示第486号）に定める第二種区域、第三種区域

出典：平成24年3月22日各務原市告示第27号

振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定による区域の指定（昭和53年3月10日岐阜県告示第155号）

表 4-2-28 特定建設作業に伴う振動の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	愛知県全域	
対象作業	別表 No. 1～4 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内において行われる同法第 2 条第 3 項に規定する特定建設作業を除く ・ 作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 75dB を超えないこと	—
作業時間帯	第 1 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと 第 2 号区域：午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと 第 3 号区域：午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと	A B C D
1 日当りの作業時間	第 1 号区域：1 日 10 時間を超えないこと 第 2 号区域：1 日 14 時間を超えないこと 第 3 号区域：1 日 10 時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して 6 日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	・油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	・圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装板破碎機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	・手持式ものを除く。 ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

表 4-2-29 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分
（県民の生活環境の保全等に関する条例）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	工業地域（前号2.の区域を除く）
第3号区域	前2号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

12) 環境基本法の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）」第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」は表4-2-30に、「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」は表4-2-31に示すとおりです。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用されます。「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」は、公共用水域ごとに定められており、調査区域には水質汚濁の環境基準の類型指定に指定されている水域が存在します。

調査区域における指定状況は、表4-2-32及び図4-2-15に示すとおりです。

事業実施区域においては、D類型及び生物Bに指定される日光川が存在します。

表4-2-30 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

表 4-2-31 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以 上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1 級、水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以 上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境 保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—
備考1) 基準値は、日間平均値とする。						
2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。						

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考) 基準値は、年間平均値とする。				

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

表 4-2-32 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況

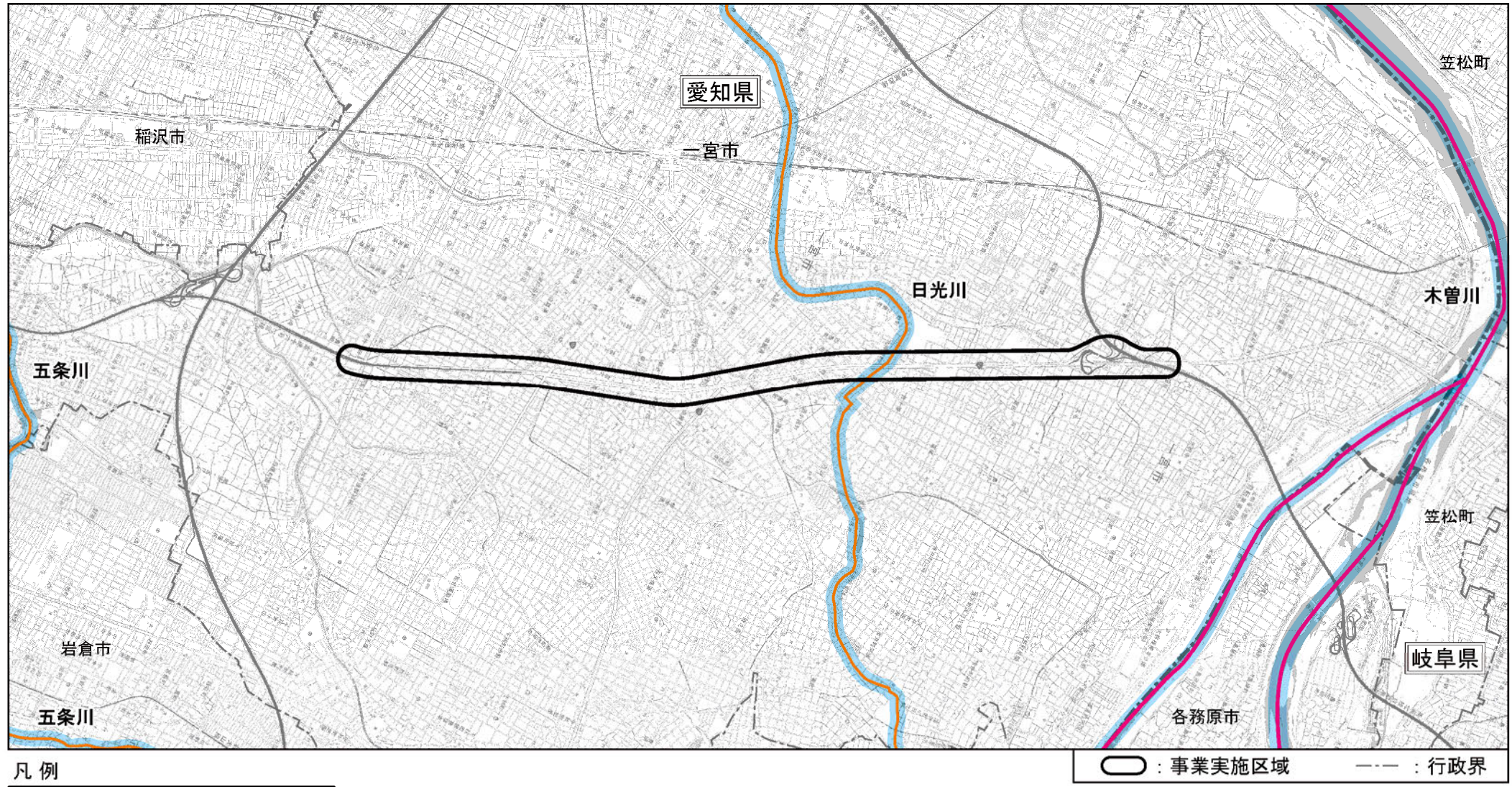
ア

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川下流	犬山頭首工より下流	A	直ちに達成	平成 14 年 7 月 15 日 環境省告示
庄内川水域	日光川	全域	D	直ちに達成	平成 29 年 3 月 31 日 愛知県告示
	五条川下流	待合橋より下流	D	直ちに達成	平成 29 年 3 月 31 日 愛知県告示

イ

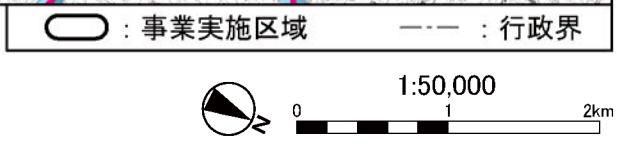
水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曽川水域	木曽川(2)	中濃大橋より下流に限る	生物 B	直ちに達成	平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示
庄内川水域	日光川	全域	生物 B	5 年を超える期間で 可及的速やかに達成	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示
	五条川下流	待合橋より下流	生物 B	5 年を超える期間で 可及的速やかに達成	平成 25 年 12 月 24 日 愛知県告示

出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）



凡例

記号	項目
	類型 A
	類型 D
	生物 B



出典：水質環境基準と水域類型の指定状況（愛知県ホームページ）

図 4-2-15 水質類型指定状況図

13) 環境基本法の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）」第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は表4-2-33に示すとおりです。

表4-2-33 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

14) 水質汚濁防止法の規定により定められた排水基準及び排水基準が定められた区域

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第3条第1項の排水基準の規定に基づき定められた排水基準は、表4-2-34(1)～(2)に示すとおりです。

また、調査区域において同法第3条第3項の規定に基づき、同法同条第1項の排水基準に代えて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準(上乘せ排水基準)を適用する区域は、愛知県条例により、木曾川水域及び名古屋港・庄内川等水域に設定されています。新設の工場又は事業場についての上乗せ排水基準は、表4-2-35及び表4-2-36に示すとおりです。

表4-2-34(1) 排水基準の基準値(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン 1 mg
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1Lにつき 1 mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1 mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg
チウラム	1Lにつき 0.06mg
シマジン	1Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.5mg
備考1)「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)

表 4-2-34(2) 排水基準の基準値（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	1Lにつき 160mg（日間平均 120mg）
化学的酸素要求量	1Lにつき 160mg（日間平均 120mg）
浮遊物質	1Lにつき 200mg（日間平均 150mg）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	1Lにつき 5mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	1Lにつき 30mg
フェノール類含有量	1Lにつき 5mg
銅含有量	1Lにつき 3mg
亜鉛含有量	1Lにつき 2mg
溶解性鉄含有量	1Lにつき 10mg
溶解性マンガン含有量	1Lにつき 10mg
クロム含有量	1Lにつき 2mg
大腸菌群数	1cm ³ につき 日間平均 3,000 個
窒素含有量	1Lにつき 120mg（日間平均 60mg）
燐含有量	1Lにつき 16mg（日間平均 8mg）
備考1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 4-2-35 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準（木曾川水域）

単位：mg/L

工場 又は 事業場	業種	有害物質の 種類及び 許容限度	項目及び許容限度					
		鉛及び その化合物	生物化学的 酸素要求量	浮遊 物質質量	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール類 含有量	銅含 有量
					鉍油類	動植物 油脂類		
新設の 工場 又は 事業場	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）	鉛 0.5	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1
	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設、又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	—	90 (70)	100 (80)	—	—	—	—
	旅館業	—	40 (30)	70 (50)	—	—	—	—
	し尿処理施設を有するもの	—	40 (30)	80 (60)	—	—	—	—
	下水道終末処理施設を有するもの	—	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—

注) ()内は日間平均を示す。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）

表 4-2-36 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準

(名古屋港・庄内川等水域)

単位：mg/L

工場 又は 事業場	業種		有害物質の 種類及び 許容限度	項目及び許容限度							
				シアン 化合物	生物化学 的酸素 要求量	化学的 酸素 要求量	浮遊 物質 量	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量		フェノール 類含有 量	銅含 有量
								鉱油 類	動植物 油脂類		
新設の 工場 又は 事業場	下水道処 理区域に 所在する もの	全業種	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	
	その他の 地域に所 在するも の	全業種（畜産農業及びサー ビス業（豚房施設、牛房施設又 は馬房施設をその業の用に供 するものに限る。）、食品 製品業（ビール製造業及び冷 凍調理食品製造業を除 く。）、繊維工業、繊維製品 製造業、鉄鋼業、旅館業、廃 油処理施設を有するもの、し 尿処理施設を有するもの並び に下水道終末処理施設を有す るものを除く。）	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	
		畜産農業又はサービス業 （豚房施設、牛房施設又は 馬房施設をその業の用に供 するものに限る。）	—	90 (70)	90 (70)	100 (80)	—	—	—	—	
		乳製品製造業	—	50 (40)	40 (30)	30 (20)	—	10	—	—	
	食料品製 造業（ビ ール製造 業及び冷 凍調理食 品製造業 を除く。）	野菜又は果実を原料とす る保存食料品製造業	—	50 (40)	40 (30)	40 (30)	—	10	—	—	
		動植物油脂、でん粉、ぶ どう糖又は水あめの製造 業	—	50 (40)	40 (30)	50 (40)	—	10	—	—	
		その他	—	50 (40)	50 (40)	50 (40)	—	10	—	—	
		繊維工業又は繊維製品製造業	—	50 (40)	50 (40)	40 (30)	—	10	1	—	
	鉄鋼業	1日当たりの平均的な排出 水の量が 10 万 m ³ 以上のも の	シアン 0.5	25 (20)	20 (15)	30 (20)	2	—	0.5	1	
		1日当たりの平均的な排出 水の量が 20m ³ 以上 10 万 m ³ 未満のもの	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	—	0.5	1	
	旅館業		—	40 (30)	40 (30)	70 (50)	—	—	—	—	
	廃油処理施設を有するもの		—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	1	10	0.5	1	
	し尿処理施設を有するもの		—	40 (30)	40 (30)	80 (60)	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設を有するもの		—	25 (20)	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—	

注) ()内は日間平均を示す。

出典：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）

15) 水質汚濁防止法の規定に基づく指定地域

調査区域における「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第4条の2第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量及び窒素又はりん含有量について同法施行令で定める地域(指定地域)は、愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市、岐阜県各務原市及び笠松町に定められています。

16) 環境基本法の規定により定められた土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）」第16条第1項の規定に基づく土壌汚染に係る環境基準は表4-2-37に示すとおりです。

表4-2-37 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	
3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	
5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

17) 土壤汚染対策法の規定により指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域

調査区域において、「土壤汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号) 第 6 条第 1 項に基づく要措置区域は表 4-2-38 に示すとおり 1 件存在しています。

なお、同法第 11 条第 1 項の規定に基づく形質変更時要届出区域はありません。

表 4-2-38 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定状況

指定番号	指定年月日	所在地	面積	指定に係る特定有害物質
要-3	平成 29 年 6 月 15 日 (令和 3 年 1 月 8 日一部指定解除) (令和 3 年 2 月 9 日一部指定解除)	一宮市羽衣 2 丁目 5 番 3 の一部	38.18m ²	砒素及びその化合物

出典：要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況 (一宮市ホームページ)

18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された指定区域

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 437 号) 第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域は、愛知県が指定した一宮市浅井町極楽寺字北浦の一部が該当します。

19) 農用地の土壤汚染防止等に関する法律の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域

調査区域において、「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号) の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域はありません。

20) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準は、表4-2-39に示すとおりです。

表4-2-39 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、水底の底質汚染及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考1) 基準値は、2,3,7,8四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2) 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
 3) 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
 4) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

21) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域において、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域はありません。

22) 「工業用水法」に基づく指定地域、「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域、地方公共団体の条例に基づく規制地域の状況等水質汚濁防止法第4条の2第1項の規定する指定地域

調査区域内の市町における「工業用水法」(昭和31年6月11日法律第146号)第3条第1項に基づく指定地域は、愛知県一宮市及び稲沢市が該当し、市内の井戸により地下水を採取して工業の用に供しようとする場合、井戸ごとにそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、愛知県知事の許可を受けることとなっています。

23) 「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域

調査区域における「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」(昭和60年8月15日、環水企第291号)に基づく対象地域は、調査区域内の市町がすべて含まれます。このうち愛知県一宮市、稲沢市、岩倉市は規制地域(地下水採取に係る目標量を認定し、その達成のための規制、代替水源の確保、代替水の供給及び地盤沈下による災害の防止等に関する措置を講ずる区域)に該当します。また、岐阜県各務原市、笠松町は観測地域(地盤沈下、地下水位等の状況の観測又は調査等に関する措置を講ずる区域)に該当します。

24) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約7号)第11条2の規定に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

25) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく生息地等保護区の区域はありません。

26) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

調査区域において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）第 2 条 1 の規定に基づく湿地の区域の指定はありません。

27) 文化財保護法の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物又は重要文化的景観等

調査区域における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月 1 日条例第 6 号）、「一宮市文化財保護条例」（昭和 35 年 4 月 4 日条例第 20 号）、「稲沢市文化財保護条例」（昭和 51 年 12 月 25 日条例第 34 号）、「各務原市文化財保護条例」（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 10 号）及び「笠松町文化財保護条例」（昭和 52 年 3 月 26 日条例第 9 号）に基づいて指定あるいは登録された史跡、名勝又は天然記念物、重要文化財（建造物）及び重要無形民俗文化財は、表 4-2-40(1)～(3)及び図 4-2-16 に示すとおりです。

調査区域には、県指定史跡が 4 件、市・町指定史跡が 13 件、国指定名勝が 1 件、市指定天然記念物が 20 件存在しています。更に、国指定建造物が 3 件、県指定建造物が 2 件、市指定建造物が 6 件、登録有形文化財（建造物）が 5 件、県指定無形民俗文化財が 2 件、市指定無形民俗文化財が 3 件存在します。

なお、調査区域には「文化財保護法」第 134 条第 1 項にの規定により選定された重要文化的景観は存在しません。

事業実施区域においては、指定された文化財はありません。

表 4-2-40(1) 史跡・名勝・天然記念物一覧

No	県	市町	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
1	愛知県	一宮市	史跡	県	馬見塚遺跡	一宮市馬見塚字東見六 50	S29. 3. 12
2				県	妙興寺境内地	一宮市大和町妙興寺妙興寺境内 2438 他	S44. 10. 29
3				県	浅井古墳群(5 基)	一宮市浅井町尾関字同者 6	S38. 4. 19
4				市	澤井公屋敷跡	一宮市木曾川町黒田字山 1-30	S44. 3. 6
5				市	黒田城跡	一宮市木曾川町黒田字古城 57	S48. 8. 7
6				市	野府城跡	一宮市開明字城堀 20	S50. 2. 11
7				市	車塚古墳	一宮市今伊勢町本神戸字目久井 472-8	S52. 3. 23
8				市	北方代官所跡	一宮市北方町北方字西本郷 42-5	H1. 3. 22
9				市	伊富利部古墳	一宮市木曾川町門間字北屋敷 3714	S58. 2. 1
10				市	玉ノ井清水	一宮市木曾川町玉ノ井字穴太郎 4	S44. 10. 1
11				市	稲荷山古墳	一宮市三ツ井 8 丁目 14 番 1	S42. 3. 2
12				市	富塚古墳	一宮市富塚字郷中 1747	S42. 3. 2
13				市	里小牧渡船場跡	一宮市木曾川町里小牧字本茅場 52-1	H4. 5. 2
14				市	山内但馬守盛豊、 十郎父子の墓	一宮市木曾川町黒田字勘治西 60	S48. 10. 1
15				市	善光寺跡	一宮市木曾川町黒田	S44. 3. 6
16		国	名勝	木曾川堤	一宮市葉栗 ほか	S2. 8. 11	
17		市	天然記念物	常保寺のイチョウ	浅野字山王 4	S57. 3. 1	
18		市		九日市場のシャシャンボ	丹陽町九日市場字寺屋敷 3764	S61. 2. 3	
19		市		重吉のケヤキ	丹陽町重吉	S56. 3. 2	
20		市		あずらのクスノキ	あずら	H13. 8. 21	
21		市		妙興寺のスダジイ	大和町妙興寺 2438	H1. 3. 22	
22		市		地藏寺のイチイガシ	本町通 8-23	S44. 3. 4	
23		市		慶圓寺のカイズカイブキ	一宮市千秋町佐野字本郷 3130	S56. 3. 2	
24		市		宅美神社のヒトツバタゴ	西大海道字中山 53	H9. 3. 21	
25		市		浄蓮寺のクスノキ	佐千原字屋敷 63	H2. 12. 4	
26		市		野見神社のスダジイ	今伊勢町宮後字稲荷 1929	S52. 8. 6	
27		市		長誓寺のカイズカイブキ	浅井町東浅井 192	S49. 11. 8	
28		市		長誓寺のシダレザクラ	浅井町東浅井 192	S49. 11. 8	
29		市		長誓寺のヤマガキ	浅井町東浅井 192	H18. 1. 25	
30		市		東浅井のトチノキ	浅井町東浅井	S54. 2. 8	
31		市		河端のドウダン群	浅井町河端	S36. 7. 12	
32		市		島村のクロガネモチ	島村	S47. 10. 3	
33		市		小寶神社社叢	一宮市浅井町尾関字同者 4 ほか	S54. 2. 8	
34		稲沢市		市	ムクノキ	稲沢市下津ふじ塚町	H9. 11. 4

表 4-2-40(2) 史跡・名勝・天然記念物一覧

No	県	市町	種別	指定	名称	所在地	指定年月日
35	岐阜県	各務原市	天然記念物	市	松原神明神社のイチョウ	市川島松原町 299-4	H18. 3. 15
36				市	北山神明神社のクスノキ	市川島北山町 1021	H18. 3. 15
37		笠松町	史跡	県	木曾川笠松渡船場跡・石畳	港町	S42. 11. 13
38				町	米野の戦い跡	米野 640	H1. 7. 25

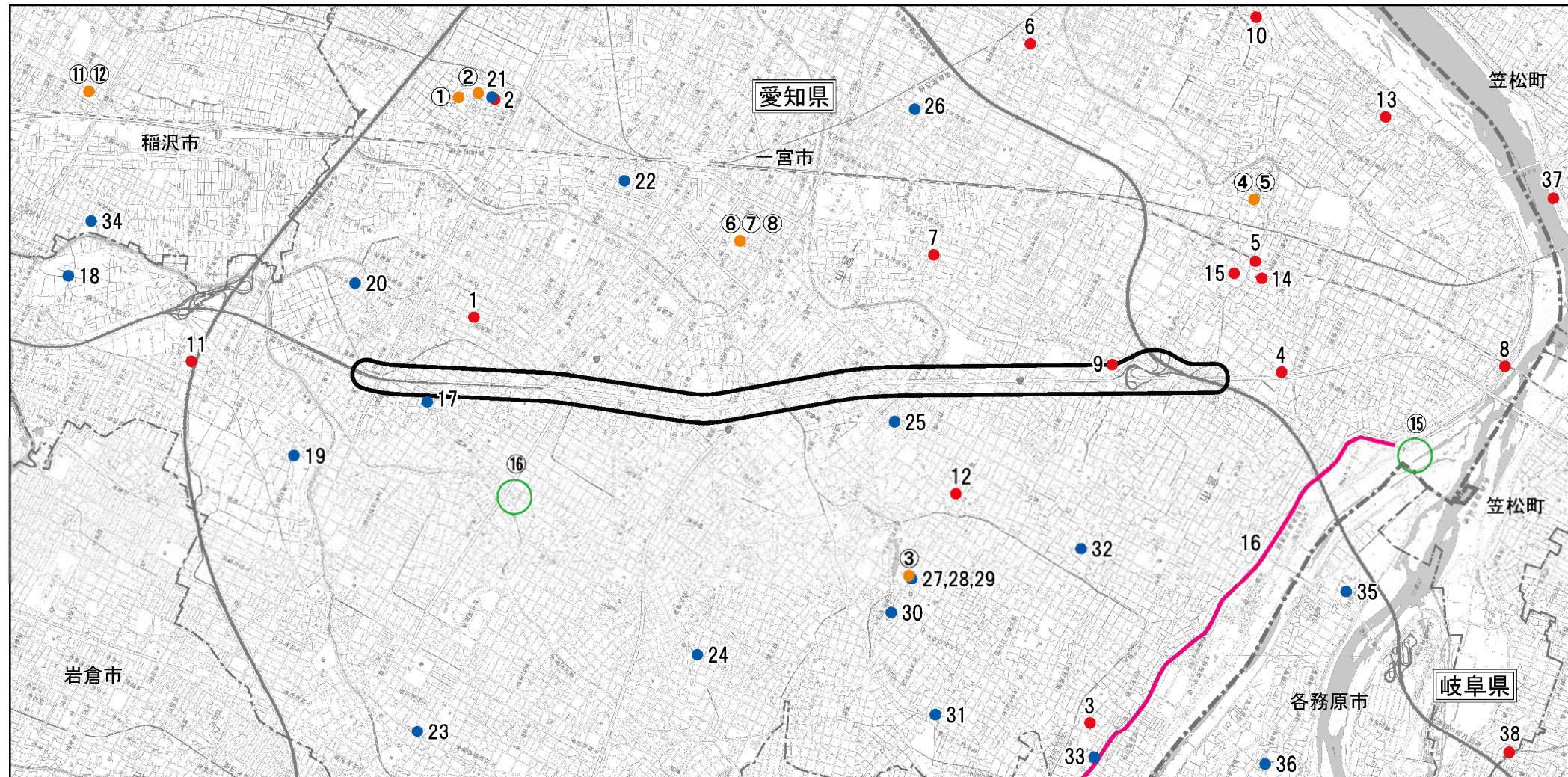
出典：一宮市内の指定文化財等一覧（一宮市ホームページ）
 稲沢の文化財（稲沢市ホームページ）
 文化財ナビ愛知（愛知県ホームページ）
 各務原市文化財（令和3年2月、各務原市ホームページ）
 笠松町の文化財（笠松町ホームページ）

表 4-2-40(3) 建造物・無形民俗文化財一覧

No	県	市町	種別	指定	名称	所在地	指定(登録)年
①	愛知県	一宮市	建造物	国	妙興寺勅使門	大和町妙興寺 2438	大正 9 年
②				県	妙興寺鐘楼	大和町妙興寺 2438	昭和 45 年
③				県	長誓寺本堂	浅井町東浅井 192	昭和 50 年
④				登録	木曾川資料館主屋 (旧木曾川町会議事堂)	木曾川町黒田字宝光寺東 13-2 他	平成 18 年
⑤				登録	木曾川資料館収蔵室 (旧木曾川町役場倉庫)	木曾川町黒田字宝光寺東 13-2 他	平成 18 年
⑥				登録	真清田神社本殿及び渡殿	真清田 1-2-1	平成 18 年
⑦				登録	真清田神社祭文殿	真清田 1-2-1	平成 19 年
⑧				登録	真清田神社北門及び透塀	真清田 1-2-1	平成 19 年
⑨				市	運善寺山門	一宮市内	昭和 44 年
⑩				市	賀茂神社古神門	一宮市内	昭和 44 年
⑪				市	金刀比羅宮尾張分社本殿	一宮市内	昭和 46 年
⑫				市	妙興寺総門	一宮市内	昭和 59 年
⑬				市	妙興寺仏殿ほか	一宮市内	昭和 59 年
⑭				市	寿福寺本堂（選仏堂）	一宮市内	昭和 61 年
⑮		県	無形民俗文化財	ばしょう踊	北方町東大日	昭和 30 年	
⑯		県		水法の芝馬祭	浅野白山	昭和 59 年	
⑰		市		甘酒祭	一宮市内	昭和 36 年	
⑱		市		神楽獅子芝居	一宮市内	平成 4 年	
⑲		市		臼台祭	一宮市内	平成 22 年	
⑳	稲沢市	建造物	国	萬徳寺多宝塔	長野 3-2-57	明治 34 年	
㉑			国	萬徳寺鎮守堂	長野 3-2-57	昭和 33 年	

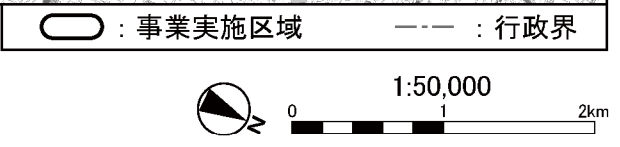
注) 一宮市指定の建造物・無形民俗文化財(⑨～⑭、⑰～⑱)には、個人の住所が含まれている可能性があるため、詳細な所在地を示していません。

出典：一宮市内の指定文化財等一覧（一宮市ホームページ）
 稲沢の文化財（稲沢市ホームページ）
 文化財ナビ愛知（愛知県ホームページ）



凡例

記号	項目
● (赤)	史跡
— (ピンク)	名勝
● (青)	天然記念物
● (オレンジ)	建造物
○ (緑)	無形民俗文化財



注) 一宮市指定の建造物・無形民俗文化財(⑨～⑭、⑰～⑲)には、個人の住所が含まれている可能性があるため、図示していません。
 出典：一宮市内の指定文化財等一覧(一宮市ホームページ)
 稲沢の文化財(稲沢市ホームページ)
 文化財ナビ愛知(愛知県ホームページ)
 各務原市文化財(令和3年2月、各務原市ホームページ)
 笠松町の文化財(笠松町ホームページ)

図 4-2-16 史跡・名勝・天然記念物及び建造物・無形民俗文化財位置図

28) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の区域

調査区域において、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園、同法第2項の規定に基づき指定された国定公園及び同法第72条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域はありません。

29) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県立自然環境保全地域

調査区域において、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域及び第45条第1項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域はありません。

30) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区

調査区域において、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号)第12条第1項の規定に基づく特別緑地保全地区の区域はありません。

31) 都市緑地法の規定により定められた緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)

調査区域内の市町において、「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号)第4条第1項に基づき緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(緑の基本計画)が制定されています。

「一宮市緑の基本計画」(令和2年6月、一宮市)では、「水(木曾川、多くの河川・水路)と身近な緑(豊かな社寺林、田畑)をつなぐまちづくり」を基本理念とした水と緑の保全・整備に関する基本方針を定めています。

「稲沢市緑のマスタープラン(第3次)」(令和2年4月、稲沢市)では、「歴史・文化・産業と結びついた特徴的な緑を活かし、市民とともに進める身近な緑づくり」を基本理念とし、緑のマスタープランの方向性を定めています。

「岩倉市緑の基本計画」(令和3年3月、岩倉市)では、「健康で明るい緑の文化都市～五条川を中心とした緑の回廊づくり～」を緑の将来像とし、計画の目標を定めています。

「各務原市緑の基本計画2016」(平成28年3月、各務原市)では、「歩くことの楽しい安全で美しいまちへ」「山と川の豊かな自然を暮らしの中へ」「生命を育む共生都市へ」を緑のまちづくりの目標として掲げ、基本方針を定めています。

「笠松町緑の基本計画」(平成11年3月、笠松町)では、「木曾の水辺に横たわる 緑のまち笠松町」を豊かな緑の環境を目指す上でのテーマとして掲げ、基本方針を定めています。

32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により設定された鳥獣保護区 の区域

調査区域における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区を表 4-2-41 及び図 4-2-17 に示します。

調査区域は、岩倉市の岩倉自然生態園鳥獣保護区が指定されています。

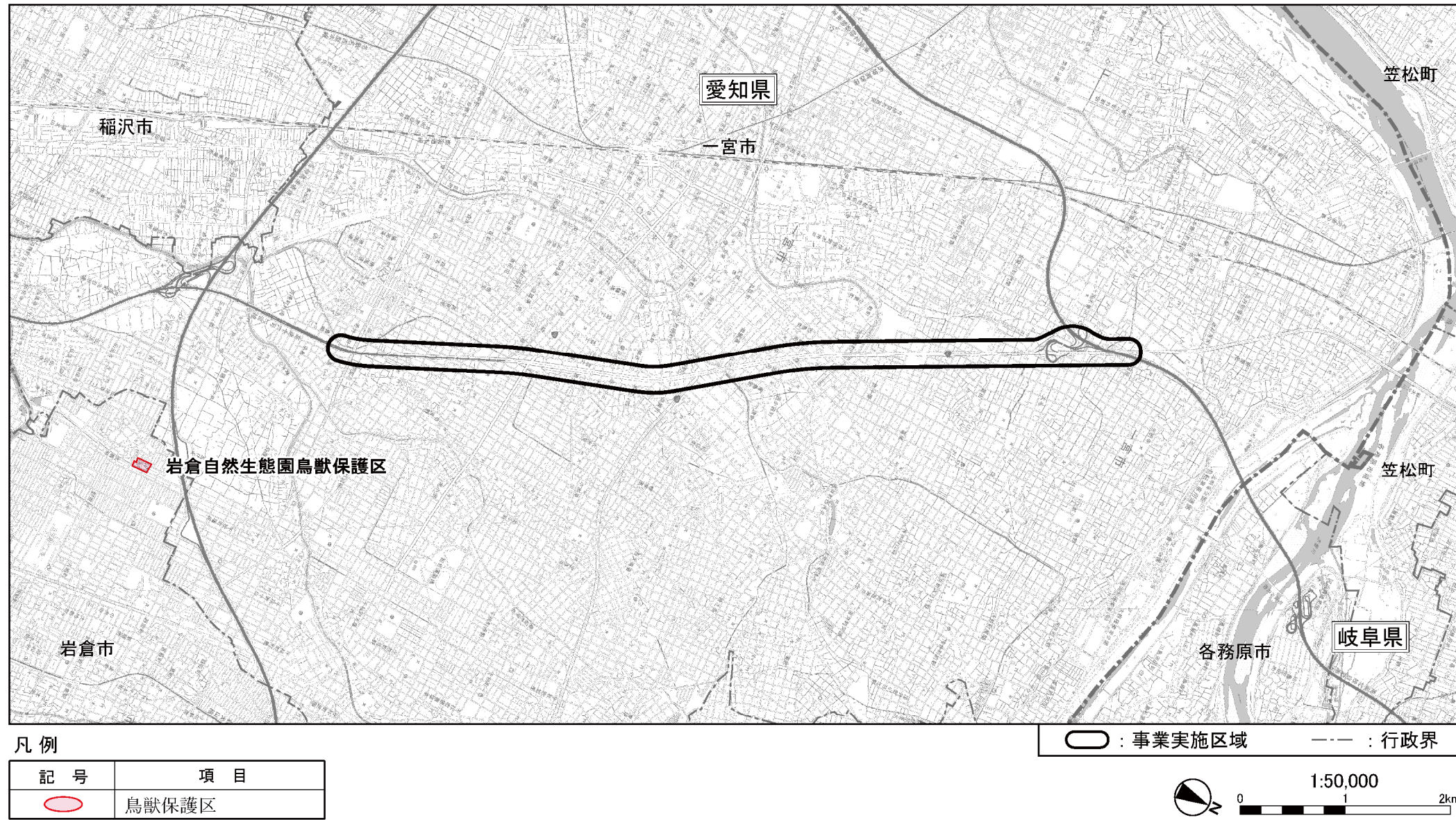
なお、岩倉自然生態園鳥獣保護区の範囲を除き、一宮市、稲沢市及び岩倉市の全範囲が、特定猟具（銃）使用禁止区域に指定されています。

事業実施区域においては、鳥獣保護区の区域はありません。

表 4-2-41 鳥獣保護区

県	市	名称	面積 (ha)	存続期間
愛知県	岩倉市	岩倉自然生態園鳥獣保護区	1	平成 29 年 11 月 1 日～ 令和 9 年 10 月 31 日

出典：あいちの環境 鳥獣保護区等一覧（令和3年11月1日現在）（愛知県ホームページ）



出典：あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図（令和3年11月1日現在）（愛知県ホームページ）

図 4-2-17 鳥獣保護区位置図

33) 都市計画法の規定により指定された風致地区の区域

調査区域において、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づく風致地区は指定されていません。

34) 森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

調査区域において、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）第 25 条の規定により指定された保安林のうち、名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林は存在しません。

35) 景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）

調査区域内の市町のうち、愛知県一宮市及び岐阜県各務原市が「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）第 8 条第 1 項に基づく景観行政団体となっており、良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を策定しています。

「一宮市景観基本計画」（令和 3 年 4 月、一宮市）では、「木曾川に育まれた歴史や文化が織りなす親しみのあるまち 一宮」を基本理念とし、「中核市としての風格と親しみやすさを兼ね備えた景観づくり」等 5 つの基本施策を定めています。

「各務原市景観計画」（令和元年 6 月、各務原市）では、『かかみがはら』の景観をひとりひとりが考え みんなの手でつくる」を理念とし、「愛着と誇りがもてる水と緑にあふれた景観」等の 4 つの将来像を定め、景観形成に関する目標を定めており、景観法に基づく景観計画が策定されています。また特に重点的に良好な景観の保全・形成を進めていく地区として重点風景地区を定め、地区ごとに建築物の高さ、色彩、緑化、屋外広告物などの基準を定めています。

36) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第 1 項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）

調査区域内の市町において、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）は定められていません。

37) 保護林設定管理要領により定められた保護林の区域

調査区域において、「保護林制度の改正について」（平成 27 年 9 月 28 日 27 林国経第 49 号 林野庁長官より各森林管理局長あて）の別紙「保護林設定管理要領」に基づき設定された保護林の区域は存在しません。

38) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき指定された除染特別地域及び重点調査地域

調査区域において、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号)に基づき指定された除染特別地域及び汚染状況重点調査地域は存在しません。

39) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等

(1) 愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

愛知県では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号)に基づき指定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量を削減するための各種対策を総合的に推進するために、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定により、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(平成25年3月、愛知県)を策定しています。

調査区域内の市町のうち、一宮市・稲沢市・岩倉市は、同計画の対策地域に含まれます。

(2) 化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準(第8次)

調査区域内の市町において、伊勢湾の閉鎖性海域の水質汚濁を防止し、総合的・計画的な水質保全対策を推進するため、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)に基づき、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定めた「愛知県化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(平成29年6月)及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(岐阜県)」が策定されています。

また、愛知県及び岐阜県では、伊勢湾流域に設置される一定規模以上の事業場について、化学的酸素要求量、窒素、りんの総量規制基準が定められています。

40) その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況（地方公共団体の景観の保全に係る条例等（景観条例等））

愛知県は、美しい愛知づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい愛知づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しい愛知づくりを推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年 3 月 28 日、愛知県条例第 6 号）を定めています。

岐阜県は、県土の良好な景観の形成を促進するため、基本方針の策定その他の施策を総合的、計画的かつ広域的に講ずることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、「岐阜県景観基本条例」（平成 16 年 12 月 16 日、岐阜県条例第 46 号）を定めています。

また、調査区域内の市町のうち、一宮市では良好な都市景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、市民ひとりひとりの参加のもとに、緑の中に、やすらぎとファッション性の感じられるまちづくりを推進し、わがまち一宮を快適で魅力あるまちとすることを目的として「一宮市都市景観条例」（平成 7 年 2 月 27 日、一宮市条例第 14 号）を制定しています。

各務原市では、景観法の規定に基づく事項その他の事項を定めることにより、水辺、緑、農地、歴史と文化を基盤とした個性豊かで潤いのある景観を守り、及び育て、もって開発と保全との調和のとれた快適で魅力ある都市の創生に寄与することを目的として、「各務原市都市景観条例」（平成 18 年 3 月 29 日、各務原市条例第 19 号）を定めています。

41) 環境の保全を目的とする法令・規制等の内容

(1) 環境基本条例

愛知県は環境の保全について基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「愛知県環境基本条例」(平成7年3月22日条例第1号)を定めています。

岐阜県では豊かで快適な環境の保全及び創出について基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「岐阜県環境基本条例」(平成7年3月23日条例第9号)を定めています。

(2) 自然環境保全条例

愛知県は自然環境の適正な保全を図るとともに、県土の緑化を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月30日愛知県条例第3号)を定めています。

岐阜県は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、「岐阜県自然環境保全条例」(昭和47年3月31日条例第17号)を定めています。

(3) 生活環境の保全等に関する条例

愛知県は愛知県環境基本条例(平成7年3月22日条例第1号)第2条に定める基本理念にのっとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全することを目的として、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号)を定めています。

岐阜県は岐阜県環境基本条例(平成7年3月23日条例第9号、以下「基本条例」という。)第3条に定める基本理念にのっとり、公害の未然防止等に関し、事業者、県及び県民の責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する県の施策の基本となる事項及び法令に定めるもののほか公害の原因となる物質の排出等の規制措置その他公害の防止について必要な事項を定めることにより、国の施策と相まって公害対策の総合的推進を図り、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として、「岐阜県公害防止条例」(昭和43年12月24日条例第35号)を定めています。